

201402号

消費者被害注意情報

平成26年7月23日
島根県環境生活部環境生活総務課
(消費とくらしの安全室)

Tel 0852-22-6216

Fax 0852-32-5918

E-Mail syohisen@pref.shimane.lg.jp

特殊詐欺(還付金詐欺、オレオレ詐欺)にご注意を!! ～あなたの大切な財産が狙われています～

最近、県内において還付金詐欺やオレオレ詐欺と思われる手口により、現金をだまし取られる被害が相次いで発生していますので注意してください。



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

●医療費の還付金詐欺について

「市役所の国民健康保険の担当者」などと公的機関の職員を名乗る者から「あなたが支払った医療費に過払いがあるので還付する」などと電話をかけ、キャッシュカードを持参させ、近所のコンビニや金融機関のATMに誘導します。

電話で指示しながら被害者にATMの操作をさせ、知らないうちに指定口座へ振り込ませ、被害者の現金をだまし取る手口です。

●オレオレ詐欺について

息子(孫)を装う者から「株で失敗した」「友人の借金の保証人となってしまった」などの電話が突然あり、現金をだまし取られる手口です。

また、親族だけではなく、会社の上司や警察官、弁護士などを装い、会社でのトラブルや交通事故の示談金目的で現金をだまし取る手口もオレオレ詐欺に当たります。

●県内で特殊詐欺被害が相次いで発生しています。

島根県警によると、今年1月から6月までの半年間で21件発生しており、被害金額も約1億4千万円と前年よりも増加傾向となっていると発表がありました。

●県民の皆さまにアドバイス

(医療費の還付金詐欺について)

- ・行政機関であれば書類による手続きが必要です。何の手続きもなく医療費が還付されることはありません。
- ・キャッシュカードを利用することによって現金が還付されることはありません。暗証番号を尋ねられても、絶対に教えないでください。
- ・万一に備え、高額の振り込みを行うことがない方は、ATM利用限度額を引き下げることも有効です。具体的な手続きは取引先の金融機関にお尋ねください。

(オレオレ詐欺について)

- ・オレオレ詐欺を見破った方は、「本物の息子とは声や話し方が違った」や「話の内容に矛盾があった」などと、日頃から家族間の連絡を取りあっていたため、被害を防止できたとのことです。

「どうも怪しい話だな」と思ったら、お金を払う前に、自分の方から子供さんに確認の電話をかけてみたり、最寄りの警察署又はお住まいの役場の消費相談窓口、県消費者センターにご相談ください。

相談電話 県消費者センター0852-32-5916

石見地区相談室 0856-23-3657